

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

| | 担当課 | 漁政課 | 検索番号 | 1 - 1 2 |
|--|------------------------|------|-------------|---------|
| 法令名 | 水産業協同組合法 | 根拠条項 | 5 4 の 2 - 3 | |
| 許認可等 | 漁業協同組合の信用事業の譲渡又は譲受けの認可 | | | |
| (根拠規定) | | | | |
| 水産業協同組合法第5 4 条の2 第1 項 | | | | |
| 第1 1 条第1 項第4 号の事業を行う組合は、総会の議決を経て、その信用事業の全部又は1 部を同号の事業を行う他の組合、第8 7 条第1 項第4 号の事業を行う漁業協同組合連合会、第9 3 条第1 項第2 号の事業を行う水産加工業協同組合又は第9 7 条第1 項第2 号の事業を行う水産加工業協同組合連合会に譲り渡すことができる。 | | | | |
| ・水産業協同組合法第5 4 条の2 第2 項 | | | | |
| 第1 1 条第1 項第4 号の事業を行う組合は、総会の議決を経て、同号の事業を行う他の組合、第8 7 条第1 項第4 号の事業を行う漁業協同組合連合会、第9 3 条第1 項第2 号の事業を行う水産加工業協同組合連合会又は第9 7 条第1 項第2 号の事業を行う水産加工業協同組合連合会の信用事業(第9 2 条第1 項、第9 6 条第1 項又は第1 0 0 条第1 項において準用する第1 1 条の4 第2 項に規定する信用事業を含む。)の全部又は一部を譲り受けることができる。 | | | | |
| ・水産業協同組合法第5 4 条の2 第3 項 | | | | |
| 前2 項に規定する信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けについては、政令で定めるものを除き、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 | | | | |
| (許認可等の基準) | | | | |
| 漁業協同組合等の信用事業に関する命令第4 3 条 | | | | |
| 組合又は連合会は、法第5 4 条の2 第3 項の規定による信用事業の全部又は一部の譲渡の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。 | | | | |
| 一 理由書 | | | | |
| 二 信用事業の全部又は一部の譲渡を議決した総会の議事録 | | | | |
| 三 信用事業の全部又は一部の譲渡の契約書 | | | | |
| 四 法第5 4 条の2 第6 項(法第9 2 条第3 項、第9 6 条第3 項及び第1 0 0 条第3 項において準用する場合を含む次号並びに次条第1 項第四号及び第五号において同じ。)において準用する法第5 3 条第1 項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表 | | | | |
| 五 法第5 4 条の2 第6 項において準用する法第5 3 条第2 項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は信用事業の譲渡をしてもその者を害するおそれがないことを証する書類 | | | | |
| 六 信用事業の一部の譲渡を行った後における組合又は連合会が子会社等を有する場合には、当該組合又は当該連合会及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類 | | | | |
| 七 当該信用事業の譲渡により当該組合又は当該連合会の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類 | | | | |
| 2 行政庁は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。 | | | | |

- 一 信用事業の全部又は一部の譲渡が、当該信用事業の譲渡を行う組合又は連合会の地区における組合員又は所属員その他の利用者の利便に照らし、適当なものであること。
- 二 信用事業の全部又は一部を譲り受ける組合又は連合会が、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。

漁業協同組合等の信用事業に関する命令第44条

組合又は連合会は、法第54条の2第3項の規定による信用事業の全部又は一部の譲受けの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

- 一 理由書
 - 二 信用事業の全部又は一部の譲受けを議決した総会の議事録
 - 三 信用事業の全部又は一部の譲受けの契約書
 - 四 法第54条の2第6項において準用する法第53条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表
 - 五 法第54条の2第6項において準用する法第53条第2項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は信用事業の譲受けをしてもその者を害するおそれがないことを証する書類
 - 六 信用事業の全部又は一部の譲受け後における当該組合又は当該連合会の収支及び単体自己資本比率（組合にあつては水産業協同組合法第123条の2第四項に規定する区分等を定める命令第1条第3項、連合会にあつては同令第3条第3項に規定する単体自己資本比率をいう。以下同じ。）の見込みを記載した書類
 - 七 信用事業の全部又は一部を譲り受けた組合又は連合会が当該譲受けにより子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第32条第1項第4号に掲げる書類
 - 八 信用事業の全部又は一部を譲り受けた組合又は連合会が子会社等を有する場合には、当該組合又は当該連合会及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類
 - 九 信用事業の全部又は一部を譲り受けた組合若しくは連合会又はその子会社が、当該信用事業の全部又は一部の譲受けにより国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類
 - 十 その他参考となるべき事項を記載した書類
- 2 前条第2項の規定は、前項に規定する認可の審査について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「譲渡が」とあるのは、「譲受けが」と読み替えるものとする。

(その他)